

②

## 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について

環境省動物愛護管理室 御中

〈提出者〉

お忙しい中、パブリックコメントの募集、ありがとうございます。

### （２）動物を譲り受けて飼養する事業者の動物取扱業への追加について

行政らが「処分ゼロ」というスローガンを掲げることの危険性がここにも及んでいる。繁殖制限手術の徹底によって処分ゼロに向かうべきだが、現実には、処分ゼロのスローガンを掲げて偽装愛護事業を行っている自治体もある。安易な譲渡を行うと数字上の処分数は減る。ところが実態は、安易に行政から譲り受けた者が飼えなくなり、業者に引き取ってもらうことが考えられる。飼い主は処分から逃れられるが、業者に虐待飼育をさせる為に飼育費をつけて渡すことになる。

野放しとされていた「動物を譲り受けて飼養する事業者」を登録制を科すことで、僅かに進歩するため賛成。

### （３）犬及び猫の夜間展示の禁止等について

午後８時～午前８時までを夜間とする根拠がわからない。午後８時というとすでに理性を欠いて衝動買いに走る恐れがある時間帯。午後５時～午前１０時までを夜間とすべき。

時間帯の問題ではなく、生体販売そのものに強く反対である。